

## 入学料・授業料減免 制度概要

### ○ 入学料・授業料減免制度

経済的理由等により入学料・授業料の納入が困難であると認められる学生に対し、選考の上、予算の範囲内で、入学料の全額又は半額、授業料半期分の全額又は半額を減免する制度を実施しています。(授業料については、半期ごとに説明会を開催しています。)

減免の対象となるのは、次の各号のいずれかに該当し、かつ学業優秀と認められる場合に限られます。

#### I 入学料減免対象者

- ① 学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
- ② 学費負担者が死亡又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき
- ③ その他やむを得ない事情があると理事長が認めたとき

※1 入学料の減免については、入学前1年以内の状況を考慮します。

※2 入学料減免の対象者は、入学手続きの際に「入学料猶予願い」を提出されている方に限られます。

#### II 授業料減免対象者

- ① 授業料を主として負担している者(以下「学費負担者」という)が経済的理由により、授業料の納入が困難と認められるとき
- ② 学費負担者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困窮と認められるとき
- ③ 学費負担者が死亡又は長期の傷病にかかったため、著しく生活困窮と認められるとき
- ④ その他やむを得ない事情があると理事長が認めたとき